

扶養と相続——イギリス法^①

南 方 暁

1. はじめに

イギリスでは、わが国で論じられているように、相続と老親扶養を関係させての議論はほとんど見られない。一つには、相続手続が日本のそれと異なっていること、二つには、資産のある者は遺言によって遺産の処理をする傾向が強く、また、遺産のない者は遺言を書く書かないに関わりなく、扶養と相続を関係させて論じる実益はない。もっぱら老親をめぐる扶養が問われるのは、子どもが老親の扶養や介護を行うという点ではなく、老親が子どもに対して行う経済的援助に関してである。

子どもによる老親の扶養や介護の実態と相続とが法的には関連が薄いと言っても、現に、子どもが老親の扶養や介護をしている事例は少なくない。老親の扶養ならびに介護の定義と関わることであるが、老親の身の回りの世話などを将来の相続人である子どもが行う事実は見られる。イギリス社会では、法的に扶養ならびに介護と相続を関連付けて論じられることはないが、老親の扶養や介護について、子どもたちが様々な関わりあい (communication) を通して特定の結論に達するという点に、特色を見ることが出来る。

本稿では、まずイギリス社会における高齢化について簡単に触れ、老親の扶養や介護の概要を紹介し、扶養や介護に関する取り決めが成立する過程について整理し、相続における扶養や介護の評価に関わる論点を検討してゆく

ことにする。

本論に入る前に、結論として次のような点を指摘しておくことにする。

1. 現代のイギリス社会において、相続は基本的には生存者とりわけ生存配偶者の生活保障を目指すものとして位置付けられている②。
2. 成人の子どもたちは、老親に対して事実上の扶養や介護を行っているが、こうした行為は相続の場で評価すべきであるとのルールは明確ではない。ただ、イギリスの相続法ならびに相続手続において「遺族に対する供与 (provision for family and dependants) ③」として、相続人による老親の扶養や介護などを「寄与」として相続財産分割において評価することは可能である。
3. 老親の扶養や介護は、第一に老親本人の責任で行われると考えられているので、成人の子どもたちは老親の扶養や介護を法的義務として行うことはない。
4. 成人の子どもたちが、老親の扶養や介護を行う者を決める過程は、「折り合いをつける (negotiation)」という比較的長期にわたるインフォーマルなものである。この過程が円滑にゆくことは、老親を含む親族全体が安定した関係を維持していることの象徴と親族には理解されている。

すでに触れたように、イギリス法における論議が法制度の異なる日本法のもとでの論議とかみ合うかどうかは疑問である。ただし、子どもによる扶養と介護が具体的に決められて行く過程は、わが国の扶養と介護をめぐる問題を検討する時の参考になるのではないかと思われる。

2. イギリスにおける高齢化の実態④

1995年、英国⑤における高齢者人口（ここでは年金受給資格年齢である男性65歳、女性60歳を高齢者として扱う）は1,065万人となっており、全人口の18.2パーセントを占めている。その内訳は、65歳以上の男女は高齢者人口の86.6パーセント、75歳以上は38.5パーセント、85歳以上は9.8パーセントとなっている。高齢者の男女比は、75歳以上の3分の2が女性、85歳以上の4分

の3が女性であり、高齢者の内で女性の占める比率は高い。

高齢化は、今後も進むと予測されており、1996年には75歳以上の高齢者は419万人、2011年では451万人と推計されている。また、85歳以上の場合には、106万から128万と1.2倍となり、後期高齢者数の増加が推計されている。

こうした状況のなかで、一人暮らしの高齢者は増加しており、とりわけ後期高齢者の女性の場合には、その傾向が強い。65歳から74歳の年齢層をとると、男性の17パーセント、女性の36パーセントは一人暮らしであるが、75歳以上になると、各々33パーセント、62パーセントという数値を示している。

高齢者の増加によって当然のことであるが身の回りの世話を必要とする高齢者の数も増大している。そして、公的機関による介護の提供がなされない場合や、介護の程度が十分とは言えないために、公的介護以外の対応すなわち私的介護 (informal care) の重要性が一段と増してきた。とくに、1990年地域における介護法 (National Health Service and Community Care Act 1990) が制定されてから、公的介護と同じく、あるいはそれ以上に私的介護に重点が置かれるようになってきている⑥。

高齢化が進むなかで、老親の私的扶養や私的介護に重要な役割が期待されると、その任に当る者が誰なのか、どのようにして扶養や介護の負担が決められて行くのか、扶養や介護はどのように評価されるのかが問題となる。イギリスでは、成人の子どもは老親に対して扶養や介護の法的義務を負わないから、扶養や介護をめぐる決定は私的な過程を経てなされることになる。

3. 老親の扶養ならびに介護に関する決定

従来、老親の扶養ならびに介護と相続との関係は、扶養契約 (care contract) などを通して理解されていたと言われる。こうした契約がなされたのは、農地の相続と老親の扶養や介護が結び付けられるなど限られたケースであった⑦。もちろん、老親の日常的な扶養や介護を家族の一員が負担することはあり、社会ではしばしば論じられてきた。

とりわけ1980年代には、国民の持ち家率が上昇したことに加えて、家屋の

価値が上がったことによって、老親の中で資産を有する者の数が増えていった事実がある。その結果、老親の扶養や介護は公的負担によるのではなく、私的な負担によるべきであるとの主張が、保守党を中心としてなされるようになった^⑧。同時に、私的な扶養や介護は、特定の家族構成員、現実には女性によってなされており、女性の私的介護が重要な役割を占めている以上、介護を行う者に対する特別な給付を行うべきであるとか、介護に当たった女性を経済的に優遇するべきではないかとの見解も見られた^⑨。

しかし、扶養や介護に当たった者を特別に扱うべきであるとの主張は現実に制度化されるには至らなかった。すなわち、老親の扶養や介護は、経済的な対価＝報酬として理解されるのではなく、親族間の極めて「道徳的」な責務としてなされると考えられたからである^⑩。同時に、相続と介護との関連を明かに示す証拠もないと言われた^⑪。

イギリスにおいて、成人の子と老親との扶養や介護を含む援助は次のように整理することが出来る。

(1) 経済的援助 (economic support)

経済的援助をめぐるのは、成人の子と老親の関係には次のような特色が見られる。

第一に指摘されるのは、老親の年齢をどの範囲とするかにもよるが、成人間の扶養が論じられる場合、老親から子への援助である。日本でも同じ様な現象が見られるが、子どもが家屋を購入する場合の資金援助、商売を始める場合の資金提供、孫などの教育費用への出捐など、老親が成人の子に対する金銭援助をする傾向は強く見られる。

ある調査によれば、お金を誰からもらうかもしくは借りるかという質問に対して、59パーセントは親もしくは配偶者の親からと回答されている。とくに病弱の成人の子に対しては、生活費や医療費の一部などを援助する老親が見られる。他方、親もしくは配偶者の親にお金を与えるもしくは貸すとの答えは10パーセントに過ぎない^⑫。加えて、お金を借りる場合、まず最初にどこから借りるかという項目では、銀行が32パーセントで一位を占め、配偶者

21パーセントに次いで、親に借りるとする者20パーセント、子に借りるとするもの6パーセントとなっている⑬。こうした数値から判断すると、すでに触れたように、成人の子どもには老親を扶養する法的義務はないことも関連して、老親は原則として経済的扶養を子どもに期待しないと言ってよい。

(2) 介護などの援助 (personal care)

介護は公的機関でもなされるが⑭、多くの場合、私的な領域でなされている。

介護に関する特色は⑮、第一に、介護は女性の仕事とみなされていること、そして現実にも女性のほうが男性より世話を提供する機会の多いこと、第二に、男性とりわけ夫の介護への関与の度合は比較的高いこと、第三に、介護は夫婦の間の介護が多く見られるのであり親子の介護は相対的に少ないこと⑯、第四に、親子の間の介護は、娘がもっぱらその責任を負う傾向のあること、第五に、男性の介護への関与は見られるがその内容は軽度のものに止まること（老親の介護は女性が第一にという発想は根強く社会に見られる⑰）、などが指摘されている。

例えば、配偶者からの世話を受けるとする者は46パーセントもいて、他の親族（子どもが含まれる）の19パーセントをはるかに超えている。さらに、生活で援助が必要となった場合、誰に助けを求めるかという調査において、病気の時に子に援助を求めるとする者は11パーセント、他方配偶者には61パーセント、親には13パーセントという数値が見られており、老親が子どもに頼る傾向は大きくないことを推測させる⑱。このような調査から、老親の扶養や介護については、老親自身が親密だが距離を置く (intimacy but distance) という姿勢をとっていることが伺われる。

(3) 住居などの援助 (accommodation)

親族間の援助の一つの形態として、老親や住居がなくて困っている親族へ一時的に家屋を提供することは珍しくない。離婚によって単親家族になった子どもに対して部屋を提供するなどが典型的な事例であるが、多くの場合、一時的な性格が強い。ただ、老親の場合には、新たな住居への転居が難しい

ので、結果として「引き取り扶養」的な性格となる。しかし、老親との同居率は、加齢とともに高くなるが、10～20パーセントに止まっていると思われる⑯。

(4) 精神的援助 (emotional and moral support)

精神的援助としては、しばしば訪問したり定期的に電話で交流を図るなどがなされているが、現在でも頻繁に行われているとは言われるものの、従来に比べると、家族の移動が激しくなったり、女性の就労の機会が増加したために、その頻度は少なくなったと言われている。

例えば、1986年と1995年の比較であるが、同居していない母親との交流回数についての調査によると、1週間に1度母親と会うと答えた者では、男性の場合、回答者の50パーセントから42パーセントへ、女性の場合、65パーセントから53パーセントへと減少している。常勤の男女の場合には、男性では49パーセントから46パーセントへ、女性では64パーセントから45パーセントへと激減している。家庭外での就労が親との交流に影響を与えていることが分かる⑳。ただし、それでも依然として40パーセント強の親子が交流している事実は特色と言えるだろう。

精神的援助に関しては、興味深い数値が見られる。精神的に「落ち込んでいる」(depression)場合、援助を求める相手を配偶者とする者が夫婦では65パーセントと圧倒的に多く、次は、友人の13パーセントで子どもよりも高い。ところが、夫と死別した場合には、子どもが42パーセントとなり次は友人の22パーセントである。ここにも、第一には夫婦で問題に対処し、それが難しい時に、初めて子どもに精神的援助を求めるという傾向を見せている㉑。

イギリスにおける老親への援助は以上のような特色がみられる。したがって、わが国で扶養と相続の関係において「寄与」として評価される可能性のある行為も、こうした状況の中でイギリス社会では位置付けられている。

4. 援助をめぐる「折り合いをつける」こと

老親へ援助が提供される場合、明確な既存のルールが存在するわけではな

い。わが国でしばしば見られたように、長男が老親の面倒を見るとか、跡継ぎが扶養や介護を基本的には負担するとか、などの規範はイギリス社会には存在しない。しかし、現実には成人の子どもが老親の扶養や介護を引き受ける事例が見られるのであり、こうした負担が決定される過程は以下のように考えられている。

すでに触れたように、老親は、原則として自立して生活する者と理解されており、老親の面倒を親族（とりわけ成人の子ども）の誰かが見なければならぬというルールが社会にあるとは考えられていない。扶養や介護の必要が出てきた時には、当事者は扶養義務の法則（rule of obligation）によるのではなく「折り合いをつける（negotiation）」作業を通して各々の負担を負うことになる。当事者が「折り合いをつける」には明示黙示の方法によること、「折り合いをつける」過程は一回的ではなく継続的であり螺旋状に将来に向かって進行してゆくこと、などの特色が見られると言われる²²。

このインフォーマルな「折り合いをつける」行為は、短期的なもの、すなわちある問題が生じたときに個別的に具現化するものと、長期にわたり徐々に進められるものに分かれる²³。

すでに触れたように、イギリスでの老親の扶養や介護をめぐることは、強い個人主義を見ることが出来る。老親は子どもとの間に「適度の距離を置く（intimacy at a distance）」との発想が強いと言われるし、援助を出来るだけ受けまいとする姿勢を維持しようとする²⁴。一方、扶養や介護の負担を負う者は、それらの提供や撤回を権利として考えていると指摘されている²⁵。

こうした状況のもとで、成人の子どもの中で老親の扶養や介護に関する取り決めがなされる場合、親族会議を開くなどの「形式ばった」話し合いがもたれるということは少ない。子どもたちの中で、それぞれ電話などを通して老親の扶養や介護が話題となり、そうしたインフォーマルな過程のなかで、それぞれの役割が明確にされてゆくと言われる。この過程では、子どもの中での評判とか世間体であるとか、様々な要素が影響してくる。さらには、役割遂行にとって必要と判断された時には、具体的な結論も曖昧なままにして

おくこともある²⁶。

加えて、扶養や介護の決定をめぐるは人間関係に対して様々な配慮がなされると指摘されている。例えば、老親が引き取り扶養をして欲しいと願っているような場合でも、老親から「引き取って欲しい」と言わずに、子どもが「引き取りたい」と言うなどの気配りがなされる事例などである。ここでは、老親に自立出来ないという自信喪失や引き取ってもらうという引け目を感じさせないための配慮が見られるのである²⁷。白黒をはっきりさせると一般に信じられている西欧社会でも、老親に微妙に配慮をしながら扶養や介護をしているのである。

また、老親の扶養や介護をめぐる「折り合いをつけ」られることは、親族関係（通常は子どもの関係）が円滑であり、親族としての一体性をもっていることのシンボルとして位置付けられる。「折り合いがつく」ことは、「私たち兄弟姉妹は仲がよいから、親の扶養をめぐるでもトラブルを起こすことはない」すなわち「危機に十分対応出来る」という証明となるのである。さらには、具体的な決定をしなくとも、誰かが「自然と」扶養を負担しているということも、家族の危機対応能力があるとの証であると当事者たちは理解している²⁸。したがって、親族にもめぐりがなく円滑な関係があるということを経験しているためにも、老親扶養や介護をめぐる「折り合」わなければならないことにもなる。

さらに、当事者が「折り合いをつける」背後には、老親に対する法的義務の履行としての扶養や介護ではなく、養育してくれたことへのお返しという意味での老親と子どもとの間の互酬的な認識を伺うことが出来る²⁹。

このようにして「折り合いをつける」結果としての老親の扶養や介護は、権利義務の問題として考えられるのではなく、親族関係の安定を意味するものであり、当事者は老親の扶養や介護を「押し付けられたもの」というよりも「単なる仕事をした以上もの」として理解されると言われる³⁰。

5. 遺言相続と生前の扶養ならびに介護³¹⁾

イギリス相続法は、遺言による相続財産処分自由の原則に立つので(その自由の程度は留保が必要ではある)、被相続人が遺言を残して死亡した場合には、遺言にしたがって遺産は処分されることになる。ただし、遺言をする者はそれほど多いわけではなく、検認数から推計すると、死亡した者の3分の1程度に止まるのではないかとされている³²⁾。

被相続人が生前に遺言作成において、被相続人に対する生前の扶養や介護への対価として特別に遺贈をすることは可能である。また、生存配偶者の将来の生活を考慮して遺贈の額を決定することもある。その限りでは、遺贈の中に過去の扶養や介護への対価や将来の扶養を含めた要素を見ることが出来る。しかし、現在遺言によって相続財産が被相続人の自由に処分されることは法的にも事実上もまれである。遺言による財産の配分も、受遺者となるのは、配偶者37パーセント、子ども36パーセント、孫12パーセントという数値があり³³⁾、結果的には狭い親族のなかで相続財産が分配されていると言える。

6. 無遺言相続と生前における扶養と介護

無遺言相続の場合、1995年法のもとでは次のような手続が進められる³⁴⁾。

(1) 配偶者と直系卑属が残された場合

配偶者は、①被相続人の動産の全部、②一定額の遺産(現在は£125,000相当の財産)、③残余財産の半分に生涯権が設定される。直系卑属は、残余財産に法定信託が設定される。

(2) 配偶者と直系卑属以外の相続人が残された場合

配偶者は、①被相続人の動産の全部、②一定額の財産(現在£200,000相当)、③残余財産の半分に対する絶対権が設定される。被相続人の父母には、残余財産の全部が、もしくは兄弟姉妹には、残余財産に法定信託が設定される。

このような処理から考えると、無遺言相続の場合には、第一に、生存配偶者には相当の財産的保護がなされることになり、生存配偶者保護の相続法と

いう性格が強い。すでに触れたように老親も独立して生計を立てるとというのが原則であるから、老父母の一方が死亡した時には、高齢者である生存配偶者に将来の生活が出来るような財産の配分を行い、生存配偶者はそれを使って将来の生活を維持する。したがって、生存配偶者のもとで最後に残される財産はそれほど大きくない（それどころか不足する方が多いとも言われている）^⑤。

7. 扶養ならびに介護と相続の関係

(1) 「遺族に対する供与」(provision for family and dependants)

イギリス法の遺言自由の原則は、生存配偶者や子どもたちの経済的保護に欠く結果をもたらすことがあったため、1938年法 (Inheritance (Family Provision) Act 1938) より遺言の自由を一部制約する制度が設けられた。この法によって、裁判官は、生存配偶者や子どもに対して「遺族に対する供与」を裁量によって認めることが出来た。そこで、裁判官は、必要であると判断した場合には、相続財産から一定の額を被相続人の家族に対して分与することが出来た。

現行法 (Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act 1975) は、「遺族に対する供与」を相続人もしくは内縁関係にある者などから請求することが出来るとしている^⑥。ただ、この立法は、第一には、被相続人によって経済的に扶養されていた遺族の保護を図るのであって、被相続人の面影を見たことや被相続人に対する経済的寄与の評価を目指すものではない。また、「遺族に対する供与」を認めるかどうかは裁判所の裁量によるものとされている。

「遺族に対する供与」の申立てには、(1)申立人が、被相続人によって生活を維持されていたこと、(2)被相続人の遺言処分や無遺言による処分の結果から判断して、「相当の供与 (reasonable financial provision)」を認める必要があること、の要件が必要とされる。これは「必要性のアプローチ」^⑦と言われ「遺族に対する供与」が生活保障を第一の目的としていることを示している。

多くの事例では、被相続人に扶養をされていた者から「遺族に対する供与」の請求がなされている。そこには、請求者が死亡した老親の扶養や介護をしたので、それを「遺族に対する供与」として評価するべきであるとの論議は前面に出てこない。ただし、他方では「相当の供与」が裁判官によって検討される場合、裁判官は死亡した老親に対する扶養や介護を評価することは可能である。したがってイギリスでは、扶養ならびに介護と相続は「遺族に対する供与」請求を介して関係すると言える。

(2) 扶養や介護を履行した者の相続における評価

過去に被相続人の面倒を見たという事実が「遺族に対する供与」請求で争われた事例には次のようなものがある。

従来、「遺族に対する供与」が認められる場合、申立人が被相続人によって経済的扶養を受けていたことを判断要素としていた。例えば、病弱な姉の介護をするために退職した妹からの「遺族に対する供与」請求に対して、裁判所は、妹の介護による寄与よりも姉の経済的負担が勝るとして請求を認めるとの判断をした⁹⁸。現在でも被相続人に扶養されていた事実は、依然として重視されている。内縁夫婦の場合でも、「遺族に対する供与」が認められるに当たって、生前の被相続人による扶養と申立人による寄与が天秤に掛けられている⁹⁹。このように「遺族に対する供与」が、遺族の生活保障にあると解されているので、成人の子どもであっても経済的に困窮する状態にあると、「遺族に対する供与」請求は認められることになる¹⁰⁰。

したがって、申立人が被相続人を扶養していたり、被相続人に対して経済的に特別の寄与をした場合などは「遺族に対する供与」が認められないとされていた¹⁰¹。しかし、このような対応は、生前被相続人に対して特別の寄与をすればするほど、相続においては不利に扱われる結果を招くという批判がなされていた¹⁰²。

そこで、こうした解釈は徐々に変更されてきた。「遺族に対する供与」を判断するに当たって、「当事者の行為」が検討され、生存配偶者(あるいは相続人である子ども)が「愛情深い良妻 (a good and loving wife)」であったかど

うか⑭, 生存配偶者による経済的寄与や子育てへの寄与があったかどうか⑮, あるいは被相続人の営業活動への相続人の協力の度合⑯, 被相続人を扶養した事実⑰, などが考慮されることになった。さらには, 母親の家業を手伝ったにもかかわらず, 一旦は母子関係が悪化したため遺贈から外されたが, その後母子関係が回復し母親の面倒まで見た息子からの「遺族に対する供与」請求事件で, 多年にわたる財産形成への寄与, 家業継続への期待, 申立人のおかれていた困窮な状況, などを考慮して, 特別の事情ありとして「遺族に対する供与」を認めたものもある⑱。

このように, 相続財産の分割に際して, 「遺族に対する供与」をめぐり扶養や介護がある程度寄与として評価されるというケースは見られる。確かに, 老親の扶養や介護を行った者を評価して公平な結果を実現しようとする方向は見られるが, 現在のところ常態とは言えないのではないかと思われる⑲。

(3) 相続した者と相続開始後の扶養責任

被相続人の扶養や介護を寄与として評価するという事例ではなく, 相続人の一人が生存配偶者を扶養し介護することと絡めて相続財産の分割を行うかどうかが問われる場合がある。

イギリスでは, こうした論議は次のような理由で見られないと言えよう。

第一に, 老親の一方が死亡した場合, 生存配偶者は原則として経済的にも日常生活においても自立するという傾向が強い。したがって, 多くの場合, 相続の時に生存配偶者の扶養や介護を考える必要は少ない。

第二に, 無遺言の場合には, 生存配偶者が主たる財産を相続するので, ある程度の資産があると当面の生活設計は可能である。また, 遺言によって不利益を受ける可能性がある場合には, 「遺族に対する供与」を請求することも可能である。一方, 資産がなければ, 子どもも経済的能力が不十分であることが多いので, 公的援助に頼るほかはない。したがって, 相続と扶養や介護を直接結び付けることはない。

第三に, 子どもの中で, 生存配偶者の扶養や介護が問題になった場合でも, 前述のような「折り合いをつける」プロセスのなかで問題が処理されること

になるから、相続とは一応断絶したかたちで論議がなされる。

8. むすび

すでに結論ははじめに述べたのでここでは詳しく論じない。

イギリス法では、相続と扶養ならびに介護が直接結び付けられることはない。すでに述べたように、それは、イギリス相続法の特徴によるだけでなく老親の経済的自立に対する社会の見方が反映していると言えよう。すなわち、相続において生存配偶者の生活保障が重視されていると同時に、高齢者は個人主義の原則に則って経済生活と日常の生活の責任を負うという意識に強く支えられているのである。その点で、子どもが老親の生活に対して負う責任は軽減されることになる。

ただ、現実には子どもたちの間で、様々な関わりあいがあり (communication) 老親の扶養や介護に関する「折り合いをつける」実態もある。「折り合い」によって負う責任は法的なものではなく「道徳的」なものにとどまると理解されているが、その負担が余りに大きい場合には、特別の事情があるとして「遺族に対する供与」請求などを通して調整する途は残されている。

今後、高齢化が一層進み、公的機関による高齢者の扶養や介護に限界が出てくる一方で、私的扶養の負担が重くなると、老親扶養や介護をめぐる「折り合い」を円滑につけることが出来るかどうかイギリス社会の課題となろう。

注

- ① ここでイギリス法というのは、特に断わりのない限りイングランド・ウェールズに適用されるものを言う。
- ② Finch, J., Hayes, L., Mason, J. & Wallies, L. (1996), *Wills, Inheritance, and Families* (Oxford: Clarendon Press), p. 28. なお, Cretney, S. M., 'Reform of Intestacy: The Best We Can Do?' 111 L. Q. R. 77 at 79は、現代の相続法の特徴、(1)生存配偶者の保護、(2)相続人の範囲の限定、(3)公平な相続財産分割を目指す裁判所

の介入、と整理している。

- ③ Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act 1975は、裁判所が遺族への供与を命ずるに当って、当該の事件で裁判所が関連すると思慮する場合には、申立人ならびにその他の者の行為などの事項に考慮を払い(第3条1項f号)、ならびに被相続人の家族の福祉に対して申立人がなした寄与(家屋の維持や家族の世話を含む)に考慮を払うものとする(第3条2項b号)、と規定する。
- ④ 高齢者に関する統計数値は特に断わらない限りAge Concern Data Service (<http://www.ace.org.uk/>) より引用している。
- ⑤ 英国は連合王国(イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)を指す。
- ⑥ 戒能民江「イギリスにおける高齢者介護」老人介護と相続法理研究会(1994年)『老人介護と相続法理に関する研究報告書』(東京:長寿社会研究センター)3頁以下参照。しかし、高齢者数の増大、それに伴って在宅では面倒見が難しい高齢者の増加、さらに扶養や介護の長期化傾向は、私的レベルでの対応の限界を明かにした(The Times 8 November 1997)。
- ⑦ Twigg, J., 'Carers, Families, Relatives: Socio-legal Conceptions of Care-giving Relationships', J. Social Welfare and Family Law 1994 No. 3, p. 283.
- ⑧ 65歳以上の高齢者の持家率は61パーセント(1995年)を占めており、その価値は6~10万ポンドに集中する。しかし、施設に入るなど私的扶養や介護を優先すると6~8年で高齢者は経済的に困窮すると指摘されている(Age Concern Database, op. cit., and Maclean, M., Eaton, G. & Eekelaar, J., 'Old and at home: The legal framework, policy imperatives and individual choices which affect the way people manage their property after retirement', J. of Social Welfare and Family Law 1992 No. 4, pp. 301 and 303)。
- ⑨ 戒能前掲14頁~15頁。なお、性別による違いより個別の事情が介護に当る者の決定に影響するとの指摘もある(Finch, J. & Mason, J. (1993), *Negotiating family responsibilities* (London: Tavistock), p. 165)。
- ⑩ Twigg, op. cit., p. 294.
- ⑪ ibid.
- ⑫ Jowell, R., Curtice, J., Park, A., Brook, L. & Thomson, K. (eds.) (1996), *British Social Attitudes the 13th Report* (Aldershot: Dartmouth), p. 65.
- ⑬ Jowell, et al., op. cit., p. 61.

- ⑬近年のサービスに関する詳細は、戒能民江「イギリス」老人介護と相続法理研究会(1993年)『老人介護と相続法理に関する研究報告書』(東京:長寿社会研究センター)159頁以下ならびに前掲7頁以下参照。
- ⑭Jowell, et al., op. cit., p. 64.
- ⑮Elliot, F. B. (1996), *Gender, Family and Society* (London: Macmillan), p. 125.
- ⑯Finch & Mason (1993), pp. 77-78.
- ⑰Jowell, et al., op. cit., p. 61 and 64.
- ⑱戒能前掲(1993年)159頁。なお、75歳以上で一人暮らしの男性は、全男性の33パーセント、女性は62パーセントとされているが、残りの男女は夫婦で同居という場合が含まれるので、子どもなどとの同居率は必ずしも明かではない(Age Concern Database, op. cit.)。
- ⑲Jowell, et al., op. cit., p. 59.
- ⑳Jowell, et al., op. cit., p. 62.
- ㉑Finch & Mason (1993), op. cit., pp. 90-93.
- ㉒Finch and Mason (1993), op. cit., p. 61.
- ㉓Elliot, op. cit., p. 129. 当事者は、親族からの扶養や介護に関して親族関係から自動的に発生する権利として捉えてはいない (Finch, J. (1989), *Family Obligations and Social Change* (Cambridge: Polity Press), p. 30)。
- ㉔Finch & Mason (1993), op. cit., pp. 179-180.
- ㉕この複雑なプロセスについては、Finch & Mason (1993) の第3章に詳しい。
- ㉖Finch & Mason (1993), op. cit., pp. 84ff.
- ㉗Finch & Mason (1993), op. cit., p. 76.
- ㉘Elliot, op. cit., p. 130 and Finch & Mason (1993), op. cit., p. 167.
- ㉙Cf. Finch & Mason (1993), op. cit., p. 93.
- ㉚相続手続の概要は、Miles, G. & Denyer, P. (1993), *Wills, Probate and Administration (4th ed.)* (London: Blackstone) 参照。
- ㉛Finch, et al (1996), op. cit., p. 32は、相続財産が小額の場合には検認を受けない遺言もあるので、遺言の実数は検認数の2倍くらいはあるとする。
- ㉜Finch, et al (1996), op. cit., p. 76.
- ㉝1995年法に関しては、許末恵「英国相続法における生存配偶者の地位」年金と雇用第16巻1号23頁以下参照。
- ㉞遺言事件において、4万ポンド以上の遺産の場合が96パーセント、10万ポンドを超え

るのは21.5パーセントであり、多くは相続税非課税事件であると言われており、無遺言事件においても巨額の財産が残されているとは考えられない (Finch, et al (1996), op. cit., p. 54)。

- ③⑤ The Law Reform (Succession) Act 1995 section 3 (2A) and 3 (3). 同棲者の保護や経済的寄与にも触れる点で新たな方向を見せるとされる (Burton, C. A., 'Matters of Life and Death-The Law Reform (Succession) Act 1995 [1996] Fam Law 172)。
- ③⑥ Cf. Re Clarke (Deceased) [1991] Fam Law 364.
- ③⑦ Re Wilkinson (Deceased) [1978] Fam. 22.
- ③⑧ Bishop v Plumley and Another [1991] Fam Law 61. ただ、この事例でも、夫婦の間で見られる通常の寄与を超えて寄与があれば、それを評価するべきであるとする。
- ③⑨ Re Goodchild (Deceased) and Another [1996] Fam Law 209.
- ③⑩ Jelley v. Iliffe and Others [1981] Fam. 128. なお、Re Beaumont [1980] Ch444は、被相続人が申立人を扶養をしていた事実と同時に扶養の義務が指定されることも要件としていた。
- ③⑪ Cf. Law Commission. No. 187 Part IV para. 59.
- ③⑫ Re Snoek (Deceased) [1982] 13 Fam Law 18. なお、この事例では、有責な妻からの申立てを裁判所は認めなかった。
- ③⑬ Re Clarke (Deceased) [1991] Fam Law 364. これは、70歳を超えて婚姻した夫婦の事例であり、経済的ならびに子育て等の寄与はなかったと判断された。
- ③⑭ Re Thornley [1969] 1 W. L. R. 1037.
- ③⑮ この事例では、保護裁判所での遺言作成において、遺言者(将来の被相続人)を扶養し介護した事実が評価された (Re D (J) [1982] 2 All ER 37)。
- ③⑯ Re Abram (Deceased) [1996] Fam Law 666. なお、この他にも、裁判所は、相続財産の分割に当って相続開始後の生活保障だけではなく、生存配偶者の場合には特別の配慮をしようとする (Re Krubert (Deceased) [1997] Fam Law 165)。
- ③⑰ Buck, J., Distribution on Intestacy: The Law Commission Report No. 187 [1990] Fam Law 267では、被相続人の扶養や介護ならびに財産の維持を寄与として評価することが指摘されている。